

## 短期入所生活介護事業所 桂浜 ご利用料金について

### 要介護度別利用料金日額

※各種加算につきましては介護保険負担割合1割を基準に単価を計算しています。2割負担の方は2倍してお考えください。

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
438円	539円	599円	666円	734円	801円	866円

※上記金額に別途、

・サービス提供体制強化加算 I-イ(18円/1日)またはサービス提供体制強化加算 I-ロ(12円/1日)のいずれか

※その他、短期入所生活介護費(1割負担)＋各種加算の合計に対して、1000分の59の割合をかけた介護職員処遇改善加算をお支払いいただきます。

(注)また、送迎をご利用になった場合は、「送迎加算」として片道184円(往復368円)が加算されます。その他、必要に応じて療養食を提供した場合(医師の食事箋に基づいたもの)は、「療養食加算」として1日23円が加算されます。

### (1)食事に係る費用について

入所にあたり食費をいただく事になります。特定入所者サービス費の申請を行い、下記の4段階に沿って1日あたりの金額をお支払いいただきます。但し第4段階に該当する方は1食あたりの金額でお支払いいただくことになります。

第4段階	1日あたり 1,380円	(基準費用額) (朝食380円 昼食500円 夕食500円)
第3段階	1日あたり 650円	市町村民税世帯非課税者等で(合計所得金額＋課税年金収入額80万円超の者)
第2段階	1日あたり 390円	市町村民税世帯非課税者で、80万円以下の者
第1段階	1日あたり 300円	市町村民税世帯非課税者(世帯主・員全て非課税又は免除者)の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

### (2)滞在費用について

入所するにあたり、使用するお部屋代光熱水費に相当する金額をいただく事になります。特定入所者サービス費の申請を行い、下記の4段階に沿って1日あたりの金額をお支払いいただきます。

第4段階	1日あたり 840円	(基準費用額)
第3段階	1日あたり 370円	市町村民税世帯非課税者等で(合計所得金額＋課税年金収入額80万円超の者)
第2段階	1日あたり 370円	市町村民税世帯非課税者で、80万円以下の者
第1段階	1日あたり 0円	市町村民税世帯非課税者(世帯主・員全て非課税又は免除者)の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者